

静岡県開発審査会審議規程第7条第1項の規定により審査会が別に定める包括承認基準「優良田園住宅(自己の居住の用に供するもの)」の追加について

現行の静岡県開発審査会付議基準14「優良田園住宅」について、これまで運用した結果、自己の居住の用に供する住宅に限っては、市街化促進のおそれが低くその態様がほぼ一律で、事務処理市町において定型的に処理が可能と判断されるため、開発審査会審議規程第7条第1項の規定により審査会が別に定める包括承認基準を追加する。

施行日は、令和3年1月28日（開発審査会が決定した日）とする。

| 改正前 | 改正後 |
|---|--|
| <p data-bbox="193 902 778 1025">○静岡県開発審査会審議規程第7条第1項の規定により審査会が別に定める包括承認基準</p> <p data-bbox="453 1043 778 1077">平成23年1月27日決定</p> <p data-bbox="193 1140 778 1312">静岡県開発審査会審議規程（平成23年1月27日決定）第7条第1項の規定により審査会が別に定める包括承認基準を次のように定める。</p> <p data-bbox="193 1330 778 1458">1 （略） 2 包括承認基準に係る開発（建築）行為 包括承認基準1～28 （略）</p> <p data-bbox="220 1570 379 1603">附 則（略）</p> | <p data-bbox="810 902 1398 1025">○静岡県開発審査会審議規程第7条第1項の規定により審査会が別に定める包括承認基準</p> <p data-bbox="1070 1043 1398 1077">平成23年1月27日決定</p> <p data-bbox="810 1140 1398 1312">静岡県開発審査会審議規程（平成23年1月27日決定）第7条第1項の規定により審査会が別に定める包括承認基準を次のように定める。</p> <p data-bbox="810 1330 1398 1458">1 （略） 2 包括承認基準に係る開発（建築）行為 包括承認基準1～28 （略）</p> <p data-bbox="810 1476 1398 1554"><u>包括承認基準29 優良田園住宅（自己の居住の用に供するもの）</u></p> <p data-bbox="836 1570 995 1603">附 則（略）</p> <p data-bbox="810 1621 1398 1700"><u>附 則（令和3年1月28日第263回審査会決定）</u></p> <p data-bbox="810 1718 1398 1796"><u>この改正は、令和3年1月28日から施行する。</u></p> |

包括承認基準29

優良田園住宅（自己の居住の用に供するもの）

令和3年1月28日決定

次の要件を満たすものは、住宅の建設に係る開発（建築）行為を認める。

- 1 予定建築物は、優良田園住宅の建設の促進に関する法律（平成10年法律第41号）第4条第1項の規定による認定を受けた優良田園住宅建設計画に基づく一戸建専用住宅であること。
- 2 対象となる者は、優良田園住宅建設計画の認定を受けた者であること。

3 予定建築物は、自己の居住の用に供するものであること。

【趣旨・経緯】

- ・優良田園住宅の建設の促進に関する法律（平成10年法律第41号）（以下「優良田園法」という。）に基づき建設される住宅（以下「優良田園住宅」という。）は、同法第5条の規定により、地方公共団体の長は、都市計画法の許可を求められたときは、優良田園住宅の建設の推進が図られるよう適切な配慮をするものとされている。
- ・開発許可制度運用指針（平成26年8月1日付け国都計第67号国土交通省都市局長通知）I-7-1(16)は、優良田園住宅について、開発許可の迅速な運用に資する観点からは、優良田園法第4条第1項の認定を受けた建設計画に基づき行われる開発行為を開発審査会の提案基準とすることが考えられるとしていることから、付議基準として定める。
- ・静岡県総合計画は、『「和」を尊重す

る暮らしの形成』の具体的取組みとして、生活と自然が調和した「家・庭一体の住まいづくり」を推進するとしており、優良田園住宅は取組みを実現するための有効な手段であると考えられる。

- ・付議基準 14「優良田園住宅」のうち、予定建築物が自己の居住の用に供する住宅である場合に限って、審議規程第 7 条第 1 項の規定に基づく包括承認基準として定める。

（令和 3 年 1 月 28 日 第 263 回 開発審査会）

（注）予定建築物が自己の居住の用に供する住宅以外である場合（宅地分譲など）には、処分庁は開発審査会へ個別に付議することが必要である。

付議基準14

優良田園住宅

平成27年1月22日決定

住宅の建設に係る開発（建築）行為で、次の要件を満たすものは、審査会に付議することを認める。

1、2 （略）

【趣旨・経緯】

（略）

付議基準14

優良田園住宅

平成27年1月22日決定

住宅の建設に係る開発（建築）行為で、次の要件を満たすものは、審査会に付議することを認める。

1、2 （略）

【趣旨・経緯】

（略）

・付議基準14「優良田園住宅」のうち、予定建築物が自己の居住の用に供する住宅である場合に限って、審議規程第7条第1項の規定に基づく包括承認基準として定める。

（令和3年1月28日第263回開発審査会）

（注）予定建築物が自己の居住の用に供する住宅である場合には、原則として、包括承認基準29の対象となること。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。